

鳥取市水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、鳥取市水道事業の業務に係る公金の徴収事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により告示する。

令和6年5月1日

鳥取市水道事業管理者 武田 行雄

- 1 委託した公金の種類
水道料金
- 2 委託した事務の範囲
水道料金の徴収事務のうち水道メーターの計量事務
- 3 受託者の氏名、委託区域及び委託期間

受託者の氏名	委託区域	委託期間
山川 佐百合 川口 幸子 樽谷 栄 谷村 英明 佐竹 寿美 西川 哲弘 山根 泰弘 田中 優樹 宮根 司 佐々木 義和 雁津 孝行 小林 香代 稲村 一美 田村 駿介	鳥取市水道事業の給水区域（鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置に関する条例（昭和41年鳥取市条例第32号）第2条第2項第1号に規定する給水区域をいう。）	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

西村 一明		
鈴木 正則		
荒尾 極		
八幡 仁美		
細田 勇		
鎌田 由美子		
箕原 京子		
北村 佳子		
小林 幸雄		